最終更新日：2021年5月7日

株式会社 オーエムツーネットワーク

代表取締役社長 大越　勤
問合せ先：管理部　03-5405-9541
証券コード：7614

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社および当社グループに属する企業は、「活力ある個人を創造し、食文化の向上に貢献する」という社会的使命をすべての活動指針として、社会の公器として、従業員、お客様、お得意先、地域社会、そして株主という全てのステークホルダーに対し、責任を継続的に果たしていくことを経営の基本方針としております。
当社は経営の効率性を高め、的確かつ迅速な意思決定を行うことが企業価値を向上させるためには不可欠であると認識しております。
なお、当社は、2020年4月開催の定時株主総会にてコーポレート・ガバナンスを一層充実させることに加えて、経営の透明性及び効率性を高め機動的な意思決定を可能とすることを通じて、更なる企業価値の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主その他の全てのステークホルダーの利益に資する経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、ＪＡＳＤＡＱ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エスフーズ株式会社	3,584,400	53.26
オーエムツーネットワーク取引先持株会	459,700	6.83
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	220,000	3.27
丸本　敦	216,456	3.22
株式会社エム	170,500	2.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	120,130	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	95,000	1.41
日本ハム株式会社	89,700	1.33
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	72,257	1.07
ハニューフーズ株式会社	72,000	1.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	エスフーズ株式会社　（上場：東京）　（コード）　2292

補足説明 更新

当社は、自己株式605,419株（発行済株式総数に対する割合8.25%）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	1 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループ各社との取引条件は、一般取引先と同様の基準で合理的に決定しており、同業他社の取引金額との比較を実施する等により、取引の妥当性を確認して決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会にて諮り、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社であるエスフーズ株式会社は、2021年1月31日現在53.3%の議決権を有しております。同社は食肉等の卸売業を主業としていることから、畜産食料品の流通において当社グループは川下部分にあたり、同社と資本、取引等の面で緊密な関係にあります。また同社取締役経営企画室長兼経理部長を取締役監査等委員(非常勤)として受け入れておりますが、経営の基本方針及び日常の事業活動については、上場会社として独立性を確保しております。
なお、2020年連結会計年度において、当社及び子会社は8,633百万円の仕入及び274百万円の売上を行っております。
親会社は、グループ会社各社に向け企業理念並びにビジョンの共有と、グループにおける内部統制システムの構築等の助言・支援を適宜行うことで、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指すことを標ぼうしております。その上で、当社の独立性を尊重し、かつ一般株主の利益を毀損するような行為を行わず、上場子会社として維持する合理的理由および当社のガバナンス体制の実効性確保について、説明責任を果たしていく方針を示しております。 当社は、今後も親会社との協力関係を強化する方針でありますが、エスフーズグループの小売業及び外食業を担う企業として、エスフーズグループ企業との事業の棲み分けがなされております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森本　宏一郎	弁護士											
富沢　進	他の会社の出身者		△									

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森本　宏一郎	○	○	―――	弁護士としての高度な専門的知識を有しており、当社と独立した立場でコンプライアンスの視点から有益なアドバイスをいただけるものとして適任と判断しております。 また一般株主保護の為、一般株主と利益相反のない同氏を独立役員に指定保しております。
富沢　進	○	○	富沢進氏は、過去に当社の親会社であるエスフーズ株式会社の業務執行者として勤務しておりました。	上場企業の専務取締役経営管理本部長としての豊富な経験とそこで培った知見から、経営全般の適切な監査ができるものとして適任であると判断しております。また、一般株主保護のため、一般株主と利益相反のない同氏を独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の命令に従うものとし、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から指揮命令を受けないものとしており、又人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は内部統制室からの内部統制の整備･運用状況等に関する報告並びに内部統制室から内部監査の報告を定期的に受け取ることにより、当社グループの現状と課題を把握し、専門的な見地から、必要に応じて取締役会において意見を表明しております。また、監査等委員会は会計監査人とも四半期毎に監査についての報告および説明を受けるとともに、意見交換などを行い、監査情報の共有に努めております。
なお、2021年1月期は監査等委員会を4回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。
取締役（監査等委員）　森本宏一郎　開催回数　4　出席回数　4　出席率　100%
取締役（監査等委員）　富沢　進　開催回数　4　出席回数　4　出席率　100%
取締役（監査等委員）　安岡　信幸　開催回数　4　出席回数　4　出席率　100%

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針として明確なものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを個別に判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の職務の内容を考慮した結果、インセンティブの付与を行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年4月30日関東財務局提出の同年1月期有価証券報告書において、取締役、監査等委員、社外役員、監査役の別に支給人員、報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額並びに報酬の限度額を記載しております。なお、当社は2020年4月28日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会役設置会社へ移行しております。
2021年1月期における取締役報酬の総額　30,614千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、監査等委員でない取締役の報酬限度について、2020年４月28日開催の第６１期定時株主総会において報酬限度を年額200,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）に、また、監査等委員である取締役の報酬限度について、年額50,000千円以内と決議しております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものです。その具体的金額の決定については、代表取締役社長が個別の取締役の報酬を決定し、取締役会決議に諮ることとしております。なお、当該決定過程において、監査等委員の助言を受けるものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会事務局を設置、管理部スタッフが兼任しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、取締役（監査等委員ある取締役を除く）４名、監査等委員である取締役３名（うち2名は社外取締役）の合計7名で構成されており、議長は代表取締役社長が務めております。毎月１回の定例開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。
グループ内の主要各社とは月１回の経営会議において年次予算に基づいた予算達成状況の他、今後の事業展開、商品政策等について活発な議論を行っております。
監査等委員会は、上記に記載の監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会への出席等を通じて、取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監査しており、また、内部統制システムに基づく監査を実施しております。なお、監査等委員のうち2名は独立性の高い社外取締役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。
当社は有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任しており公正な監査を受けております。
会計監査人は監査計画、監査体制、監査スケジュール等を内容とする監査計画を立案し、監査等委員会に対して、第１四半期から第３四半期までの四半期レビュー報告を、また期末には期末決算に関する監査結果報告を行っております。同監査法人及び当社の監査執行会計士と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員である取締役は取締役会の事項の決定過程及び業務執行状況を監査監督しており、又取締役会において議決権を行使することを通じて、経営監視機能として十分に機能する体制が整っていると考えており、適切な業務執行に支障がないと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定期限日よりも、早期に発送するように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算、4月定時株主総会開催であるため、集中日には該当いたしません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時･任意開示情報（決算･決定事実に関する情報など）をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「お客様･従業員･地域社会･そして株主という全てのステークホルダーに対し、責任を継続的に果たしていくこと」を経営の基本方針のもと、また、経営理念として「活力ある個人を創造し、食文化の向上に貢献する。」ことを使命感として定め、経営陣がリーダーシップのもと、役職員が業務を遂行する際の方向性としています。また、株主のみならず、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は下記のとおりです。
①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ.取締役会が当社及び子会社の取締役の職務の執行状況を監督するため、当社及び子会社の取締役は、会社の業務執行状況を当社に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視･監督する。
ロ.各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針、業務分担に従い内部監査部門と意見交換や情報の共有、内部監査の結果報告を通じ十分な連携を取り、組織内部の監査を実施する。
ハ. コンプライアンス推進体制の整備を図ると共に、コンプライアンスマニュアル等を利用し、役職員に対する啓蒙活動を継続する。

二. 公益通報者保護規程の適正な運用等を通して法令遵守その他の面で疑義のある行為の把握及び是正措置を確実に実施する。
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、各種重要な決定事項の稟議に係る文書の作成･保存を徹底し、閲覧可能な状態を維持する。また、規程等により当該文書の保存年限を規定する。
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損失を最小限に留めるためのリスク管理システムを整備しその適切な管理･運用に当たる。
④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役会等において、当社グループの経営方針及び経営戦略を決定すると共に、年度予算等の経営目標の決定及び進捗状況の監視を行う。
ロ. 各部署の権限及び責任を定め、会社の決定事項に基づく施策を効率的かつ適正に行う。
⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 定期的にグループ各社からの報告の機会を設け、グループ各社の業務執行状況の把握に努める。
ロ. 定期的にグループ各社の内部監査を実施する。
ハ. コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を当社グループにおいて共有する。
⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局においてこれを補助する。
⑦ 監査等委員を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項
当該使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から指揮命令を受けないものとする。又、人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
イ.監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務遂行の状況及び結果について監査等委員会に報告する。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含むものとする。
ロ.取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
ハ. 監査等委員会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。
⑨ 監査等委員に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、「内部通報制度」に則り、報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わないことを社内規程に定める。
⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
⑪ 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、必要に応じて監査等委員以外の取締役及び使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長と適宜に意見交換を行う。また、当社の会計監査人から定期的に会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換を行う。
⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備･運用状況を定期的に評価するとともに、維持･改善に努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした対応に徹し、一切関係を持たないことを基本方針として、倫理規範･人権･コンプライアンスに関する研修など、平素より啓発活動に努める。また、管理部を対応部署として必要に応じて所轄警察署･顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の社内情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。
(適時開示体制の概要)
1. 会社情報の適時開示に係る基本方針
金融商品取引法等関係書法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい情報開示に努めております。
2. 適時開示責任者および担当部署について
適時開示責任者は、取締役管理部長であり、担当部署は管理部となっております。
3. (1) 決算情報
決算、配当、業績予想等の決算情報につきましては管理部が中心となって情報を取り纏めます。情報取扱責任者は取締役会に報告し承認を得たうえで、情報取扱責任者、開示担当部署が窓口となり当該情報の適時開示を実施します。
(2) 決定事実
決定事実につきましては、管理部が中心となり情報を収集し、取り纏めます。情報取扱責任者は取締役会に報告し承認を得たうえで、情報取扱責任者、開示担当部署が窓口となり当該情報の適時開示を実施します。
(3) 発生事実
発生事実につきましては、適時開示対象となる事象が発生した時点で、該当の部門は速やかに管理部へ報告し、管理部が情報を取りまとめます。情報取扱責任者は、開示担当部署と開示の要否及び内容を協議した上で取締役会に報告し、必要がないと判断した場合には、代表取締役社長に報告します。
代表取締役社長の意思決定を経て、情報取扱責任者、開示担当部署が窓口となり、当該情報の適時開示を実施します。
4. 情報開示の方法
TDnetによる適時開示後、遅滞なく当社ウェブサイトにて開示情報を掲載しております。
5. 開示業務に関する監視・統制
監査等委員である取締役は、取締役会および経営会議における情報収集、重要書類等の閲覧、適時開示責任者及び適時開示担当部署へのヒアリングを通じて、開示業務執行における適法性、適正性について確認と監視を行っております。

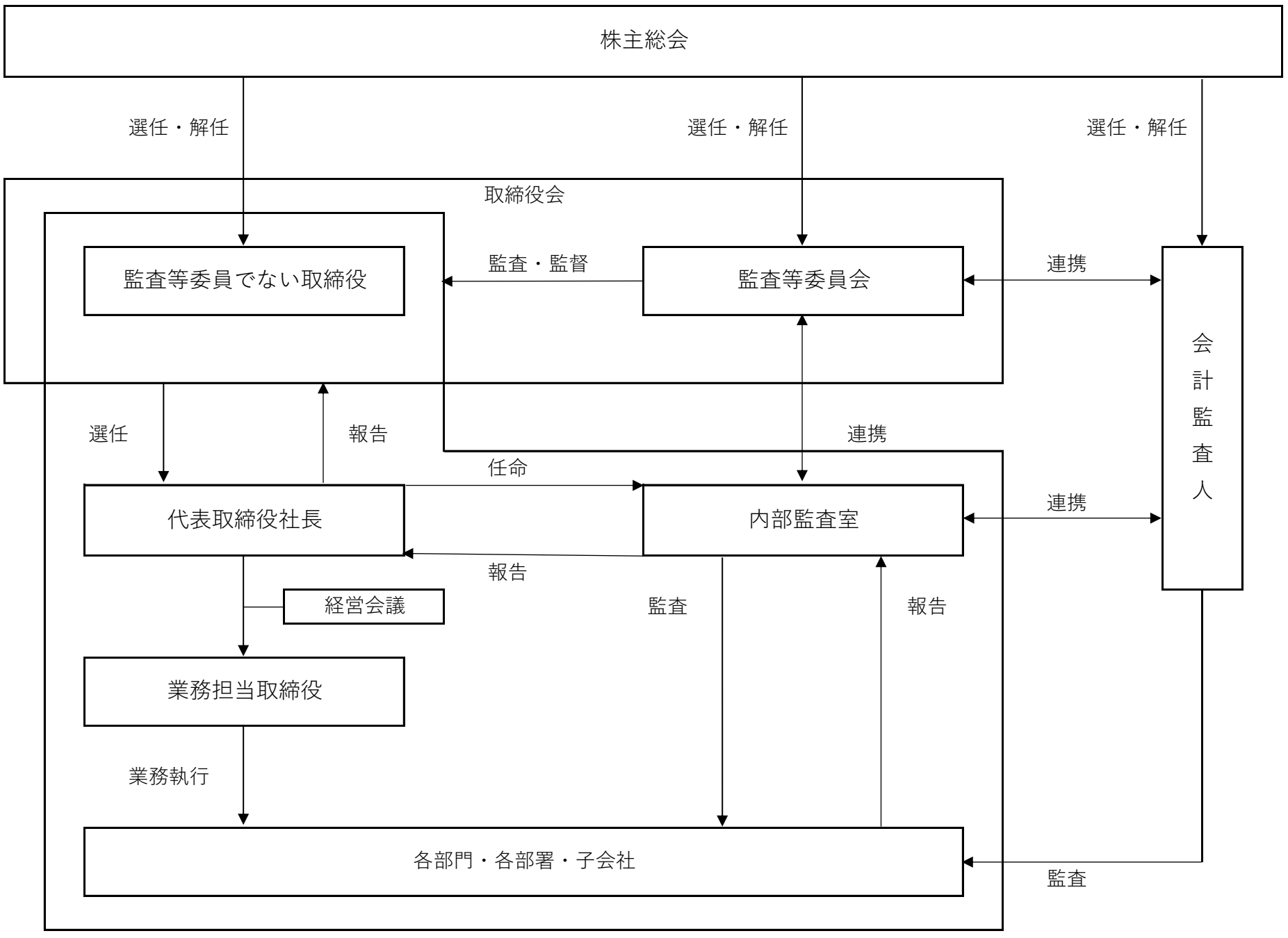
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査等委員でない取締役
監査・監督
監査等委員会
連携
会計監査人
選任
報告
連携
任命
代表取締役社長
内部監査室
連携
報告
経営会議
監査
報告
業務担当取締役
業務執行
各部門・各部署・子会社
監査